

熊本県公報

第 1 1 5 5 2 号
平成 19 年 5 月 23 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(高齢者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課) 3

公 告

- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 3
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- 事業計画変更及び定款変更の認可……………(都市計画課) 4
- 県有財産の売却……………(管財課) 4
- 開発行為工事完了……………(建築課) 5
- "……………(") 5
- "……………(") 5
- "……………(") 5
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 5
- 団体営土地改良事業計画変更の同意……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 6
- 宅地建物取引業法の規定による行政処分に係る聴聞の実施……………(建築課) 7
- "……………(") 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 8
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 8

登 載 依 頼

- 平成 19 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催……………(選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第 462 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター本渡 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本県天草市今釜新町 3699 番地	熊本県天草市今釜新町 3668 番地	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 463 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
保利病院 山鹿市山鹿 419 番地	医療法人至誠会	平成 19 年 3 月 31 日

熊本県告示第 464 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久中町字箆ノ段甲 298、甲 304、甲 305、甲 306 の 1、甲 306 の 2、甲 308、甲 309、甲 310、甲 311、甲 312 の 1、字温泉迫甲 365 の 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字温泉迫甲 365 の 3、字箆ノ段甲 298・甲 304・甲 306 の 1・甲 306 の 2・甲 308・甲 310・甲 311・甲 312 の 1（以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 465 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久大坪町字坂下 1347
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 466 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
エム薬局 天草市亀場町亀川 1886 番地 9	有限会社エム薬局	平成 19 年 5 月 14 日

熊本県告示第 467 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 5 月 10 日	阿蘇郡西原村	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 468 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 5 月 16 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	続 愛染恭子 G の快感 究極編（新日本） 親友の母 生肌の色香（オーピー） 愛人秘書 ノーパン悶絶（新東宝） ホテル嬢 癒しの手ほどき（オーピー） 兄嫁の寝床 溺れる義弟（新東宝） SEX 捜査局 くわえ込み FILE（オーピー） 花と蛇 飼育編（日活） 巨乳看護師 白衣をもみもみ（オーピー） 未亡人アパート 巨乳のうずく夜（オーピー） レンタルお姉さん 欲望家政婦（新日本） 3 人の痴女 電車の中で（新東宝） 痴漢電車 秘貝いたずら指技（オーピー） エロホスト・人妻・レズ・3P（新東宝） 裏の後家さん 顔面シャワー（新日本） 愛人日記 何度もイカせて（新東宝） 混浴温泉 湯煙で艶あそび（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告**熊本県公告第 457 号**

阿蘇郡南阿蘇村久木野村土地改良区理事長今村六王から平成 19 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 14 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 458 号

球磨郡相良村相良村土地改良区理事長矢上雅義から平成 19 年 4 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 14 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 459 号

阿蘇市阿蘇土地改良区理事長本田二男から平成 19 年 4 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 14 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 460 号

阿蘇市一の宮町土地改良区理事長吉田満雄から平成 19 年 4 月 19 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 14 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 461 号

本渡北土地区画整理組合の事業計画の変更及び定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和 62 年 9 月 24 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町本戸馬場字白岩、梶山、中村及び末石の全部、同町本戸馬場字川原田、丸尾、田島、牛の首、北原、園田、箱ノ水及び江羅の一部、同市浜崎町の一部、同市今釜町の一部並びに同市本渡町廣瀬字川添の一部
- 4 事務所の所在地 天草市東浜町 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 昭和 62 年 9 月 24 日
- 6 変更認可の年月日 平成 19 年 5 月 15 日

熊本県公告第 462 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
阿蘇郡高森町大字高森字町中 1333 番 4
宅地 468.24 平方メートル（実測）
阿蘇郡高森町大字高森字町中 1333 番 5
宅地 736.36 平方メートル（実測）
最低売却価格 6,830,000 円
- 2 入札期日 平成 19 年 6 月 29 日（金）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所 阿蘇市一の宮町宮地 2402 熊本県阿蘇総合庁舎 別館 1 階 中会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 6 月 27 日（水）午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 7 月 12 日（木）午後 5 時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 463 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本県八代市沖町字五番割 3692 番 2、同 3693 番、同 3694 番、同 3696 番、同 3697 番及び同 3698 番 2
7,962.34 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
青山商事株式会社

熊本県公告第 464 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市黒川字尾西 2108 番、同 2141 番、同 2142 番、同 2143 番 1 及び同 2144 番
3,604.60 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
阿蘇市黒川 2163 番地
株式会社阿蘇熊牧場

熊本県公告第 465 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字五反畑 855 番地
1,132.86 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字福富 779 番地
福永 明

熊本県公告第 466 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字反野木 1471 番 1 の一部及び同 1471 番 3 の一部
787.76 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市野々島 3196 番 2
上野 明浩

熊本県公告第 467 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営東豊永地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営東豊永地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 5 月 24 日から平成 19 年 6 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第 468 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった白糸地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 469 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった白糸地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 470 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（矢部）地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 471 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（明ヶ野）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 472 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（谷頭）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 473 号

平成 19 年 1 月 15 日付けで山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（鶴）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 15 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 474 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイヤヒルズ
熊本市西原 3-3-22
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
変更前 ダイヤ企画東バイパス店
変更後 ダイヤヒルズ

- (2) 大規模小売店舗設置者の住所
 変更前 熊本市下通二丁目 4 番 17 号はらのビル 4 階
 変更後 熊本市西原三丁目 1 番 57 号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 変更前

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人)	
株ゆうあいマート	代表取締役 大村 清志	熊本市武蔵ヶ丘一丁目 2 番 51 号

変更後

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人)	
株迫田	代表取締役 迫田 博信	鹿児島県鹿児島市常磐町 272 番地の 11

- 3 変更の年月日
 (1) 及び (3) 平成 19 年 4 月 12 日
 (2) 平成 16 年 7 月 28 日
- 4 変更する理由
 (1) 店舗名称の変更のため
 (2) 設置者の住所変更のため
 (3) 小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日
 平成 19 年 5 月 9 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 19 年 5 月 23 日から平成 19 年 9 月 23 日まで

熊本県公告第 475 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
 平成 19 年 5 月 30 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 903 会議室
- 3 被聴聞者
 商 号 東海土地開発
 代表者氏名 速水 純一
 事務所所在地 熊本市湖東一丁目 2-20
 免許証番号 熊本県知事 (2) 第 3963 号
 免許年月日 平成 14 年 4 月 25 日

熊本県公告第 476 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
 平成 19 年 5 月 30 日 午後 2 時 30 分
- 2 聴聞の場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 903 会議室
- 3 被聴聞者
 氏 名 井口 哲治
 登録番号 熊本第 2362 号

熊本県公告第 477 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市長嶺南四丁目 2178 番地 35 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
サンクスジャパン株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大寫秀昭
 - (2) 小売業を行う者
サンクスジャパン株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大寫秀昭
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 20 年 1 月 11 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,338 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
80 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
40 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
62 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
22 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 5 月 10 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 5 月 23 日から平成 19 年 9 月 23 日まで

熊本県公告第 478 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 5 月 9 日
- 2 名称
特定非営利活動法人変えようより良い医療と福祉・GENKI 会
- 3 代表者の氏名
岩村 長二郎
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市神水二丁目 9 番 5 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、医療ならびに介護福祉サービスを受けようとする人々に対して、公平に良質の医療と介護福祉が受けられるよう医療ならびに介護福祉施設を一般市民の目から見た評価に関する事業を行い、市民に開かれた医療と介護福祉実現とその質の向上に寄与することにより、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

登 載 依 頼

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 公 告 第 1 号

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 の 会 議 を、 次 の と お り 開 催 す る。

な お、 当 該 会 議 の 傍 聴 の 手 続 き は、 次 の と お り。

平 成 19 年 5 月 23 日

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

会 長 吉 田 道 雄

- 1 開 催 日 時
平 成 19 年 5 月 30 日 (水) 午 前 10 時 から 午 前 11 時 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 庁 新 館 2 階 AV 会 議 室
- 3 議 題
 - (1) 平 成 18 年 度 下 半 期 の 事 業 実 施 状 況 報 告 に つ い て
 - (2) 平 成 19 年 度 明 る い 選 挙 推 進 事 業 計 画 に つ い て
 - (3) 熊 本 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 の 啓 発 事 業 実 績 報 告 に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続
 - (1) 傍 聴 希 望 者 は、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て、 協 議 会 の 会 長 の 許 可 を 得 た う え で、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
 - (2) 傍 聴 の 手 続 き は、 先 着 順 で 行 い、 定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 (熊 本 県 総 務 部 市 町 村 総 室 選 挙 班)
(電 話 096-333-2104 (ダ イ ヤ ル イ ン))

